

# やさしいうすき 実行委員会

こんにちは。白杵市議会議員のひきだくみこです。  
市議会定例会で行った一般質問を中心にご報告します。

発行：ひきだくみこ（やさしいうすき実行委員会会長）  
〒875-0041 白杵市大字白杵 70 番地の 16  
TEL : 0972-63-7140 FAX : 0972-63-7186  
メール : kuu.okok@gmail.com  
ブログ : <https://www.hkd8.net/>

ふるさと白杵がすべての人にとって  
安心して暮らせる優しい地域であるように。  
そんな願いで勉強会や交流会を行っています。  
この広報でもお伝えしていきますので関心のある方は気軽に参加してください。

## 新しい一年が スタートしました

昨年はみなさまのご支援のおかげで、  
市議会議員に初当選することができました、  
感謝しています。ありがとうございました。  
私の新年はここ数年と同じく  
『山内流寒中水泳』ではじまりました。  
慣れ親しんだ海で新たな水に浸り、  
気持ちもひきしました。  
この緊張感を忘れず、  
日々学び活動してまいります！

いたらぬ点はご指導ください。  
今年もどうかよろしくお願ひいたします。

2019年1月3日 匹田久美子



2019年冬号

トピックス

## 「うすきの道をかんがえる女性の会」が発足しました！



昨年9月に「うすきの道をかんがえる女性の会」が発足しました。「道」というのはわたしたちの日々の暮らしに欠かせない共有の財産であるにも関わらず、今までふかく考えたことがありませんでした。議員になり道についての質問や要望など聞くにつけ、何も知らないことを恥じると同時に、学びあうことの必要性とそこに生活の視点（女性の視点）※その二つは決してイコールではありませんがを入れていくことの必要性を感じました。

## 第2回夢を語る会を開催しました！

12月に、白杵市中央公民館で「これからのうすきの道について市民レベルで夢を語ろう」の会が開かれました。1部では、日本風景街道「別府湾岸国東半島海べの道」事務局長の加藤千明さんが「守りたい白杵の道」と題しお話し。その中で、白杵の町の風情を「静かで温かい寧日の町」と表現していただき、日常に息づいている、暮らしと密着した「歴史を持つ道」の価値を改めて感じました。

2部では、グループワーク言いたい放題として「私が望む白杵の道」について自由に意見を出してくださいました。

江戸時代から続く道なりを変えないでほしいな！

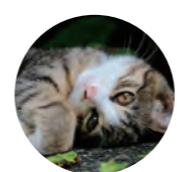
災害時に機能する道であってほしいよね！

東九州道、中九州道をうまくつなげて広域交流、産業振興を！

特に2010年度中に1バース開港が決まっている白杵港からのアクセスについてはそれぞれの立場から数多くの声が寄せられました。予想される車の流れの変化や交通量の増大にどう対応するのか…平成20年策定された「白杵市都市計画マスタープラン」も見直しを図っており、白杵のまちづくり（交通網整備）は重要な局面を迎えてます。12月議会で中野市長も『早くに『交通ネットワークビジョン研究会』を立ち上げたい』とお話ししていました。白杵がこれからどんなまちであり続けたいのか？将来へのビジョンを描きながら学びを深めたたくさんの市民で考え合っていきたいですね。



あなたの声を聞かせてください！  
みなさんとフラットに対話できる場  
やさしいうすきを語る会を開催しています



### 人と猫の共生 in 白杵

2月9日（土曜日）14:00～15:30

場所：ポポット カフェ

参加費：100円（飲み物はそれぞれオーダーおねがいします）

### 子育てについて

3月2日（土曜日）16:00～19:00

場所：ひきだくみこ後援会（祇園東1組・東中学校の横）

参加費：100円（お茶・おかし代）

子どもさんも連れて参加してくださいね



申込みはお電話 090-1943-8056  
か、左記の LINE から  
受け付けております

いままでこんなテーマで開催しました

7月 性の多様性について  
10月 子育てについて  
12月 LGBTについて

テーマも募集中です！

## もしも自分や身近な人が犯罪被害にあったら？考えたことがありますか？

議会でこんな質問をしました

「白杵市犯罪被害者等の支援に関する条例」ってどんな条例？  
条例の幅広い認知や啓発のためにどのような活動をしていますか？

「白杵市犯罪被害者等の支援に関する条例」が2018年4月1日より施行されています。これは犯罪被害者等の支援を総合的に促進し、その被害の早期回復や軽減を図るための基本理念や市の責務を明らかにしたもので、もちろん市報等で広報していましたが、まだ知らない方も多いようです。

犯罪被害者、という言葉を聞いたときに、（私も含めて）たいていの人が自分とは関係ない他人事としてとらえることだと思います。白杵は平和だから犯罪なんて起こらない、という方もいるかもしれませんが犯罪はいつ誰の身に降りかかるかわかりません。犯罪を受けた人の数は年間78万人（2016年のデータ）を超えていました。一市民として社会で普通に平穏に暮らしている人に、犯罪は突然おこるのです。



やさしいイラストで学べる  
犯罪被害についてのパンフレットです

さまざまな問題を統合的に支援する窓口は白杵市同和人権対策課が担当しており、条例のパンフレットの配布等の広報活動を積極的に行ってています。

（白杵市同和人権対策課 0972-86-2730）

もしも自分や身近な人が被害にあったら？そんなことは考えたくないのですが、そんな風に自分に置き換えてかんがえること。相手が置かれた状況や心情を少しでも理会しようと努める、気持ちに寄り添えるよう配慮するといったことは普段の生活の中でも、とても大切な人権の視点であるとおもいます。【12月定例会 一般質問より】

市議会って  
なにしちゃん？

## 『委員会って？』の巻

なかなかわかりにくい市議会の仕組みなどを少しずつご紹介します

### 本会議

- ・議案の提案
- ・提案理由の説明
- ・議案の質疑
- ・討論
- ・採択

いくつかの  
議案を  
さらに審査

委員会付託

### 委員会

- ・説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

### 「本会議」と「委員会」って？

本会議では議員18人が本会議場に集まり市長から出された議案を審議して意思決定します。多数の議案（今回の12月議会は106件）を全員で詳細に審議する事は難しいので、委員会に付託し、議員が分担して担当の議案を調査し審査します。委員会の意思決定は最終的に本会議で議決されます。

ひきだくみこは【総務委員会】と【予算委員会】に所属しています！



### 総務委員会の報告

### 総務委員会に付託された議案

第91号議案「白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について」  
第92号議案「他の地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について」  
第93号議案「指定管理者の指定について」  
第95号議案「工事請負契約の変更について」  
→ 以上4件が原案のとおり可決され、議会での賛同を得ました。

このうち、「白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について」について討論がありました。この改正は、国の人事院勧告、大分県人事委員会勧告、国家公務員、その他の自治体の給与改定の状況を考慮し、職員の給与改定を行う必要があるため提出するものです。

職員の給与水準 平均0.2%アップ、期末・勤勉手当0.05%アップ、常勤特別職、市議会議員の期末手当 0.05%アップ、常勤特別職の定職手当の子宮割合を3.37%ダウン、などが主な内容です。

反対討論の主張としては… 白杵市のラスパイレス指数100.6で類似団体の平均を超えていた現状や、市の財政がマイナスに転じる中期見通しの中で給料法の改定はすべきではない※ラスパイレス指数とは / 地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数（デジタル大辞泉より）

賛成討論の主張としては… 現在の社会情勢を鑑み、民間の給料を上げるためにも公務員の人事勧告等に準じた給与改定は行われるべきだ

↑ 討論の後、採決が行われ、賛成多数で可決しました。（総務委員長：大塚州章議員）

### 関連して議員報酬についてかんがえてみましょう



いくらもらいやんの??

白杵市議会議員の場合、月額で報酬34万円です。金額だけ聞くと高給だと感じるでしょうが、ここからかなりの金額が引かれます。所得税を引き、活動のための積立やら、会費やら、国民健康保険やら国民年金やらで10万円近く引いて手取りは25万円ほどです。この中から、交通費や通信費、広報のための印刷費、各セミナーなどの勉強会、交際費など5～15万円ほどを捻出します。交際費（忘新年会やランチ会などの会食が主）は最小限にしているつもりですが、やはり時期によってはかかります。まだ1年生の私は、様々な人と会って話をして知識や見識を深めたりする必要があるだろうと参加しているものもあります。



### 白杵市には政務活動費がねえけんなあ

他自治体の市議会議員には報酬とは別に政務活動費が支給されているところも多いのですが、白杵市はありません。政務活動費は、地方自治法第百条で定められている調査活動や広報活動などにかかる経費のことです。そのための費用がないということは、調査や広報をするほどに報酬金額が削られるということになります。

※参考までに他市の政務活動費は、福岡市議会議員1人あたり月額36万円、熊本市は月額20万円。大分市は月額10万円、佐伯市は年額20万円、竹田市は年額18万円などとなっています。



この報酬は議員報酬条例で定められています。議員  
がもらうのは報酬であり給料（生活給）ではないこと  
を考えあわせれば十分すぎる額なのかもしれません。

議員の活動に見合ったるべき報酬とは？！その  
支給の方法とは？！皆さんのお意見を聞きながら  
考えていく必要がありますね。